

あいサポート通信

～ あいサポート企業・団体の皆さまへ、あいサポーターの活動やボランティア募集、障がい福祉に関する情報をお届けします～

鳥取県からお知らせ

障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金

～社会の中のバリア（障壁）を取り除くための必要な経費を支援します～

県内の民間事業者に対し、障害者差別解消法に基づき、社会的障壁の除去に必要な経費の一部を支援する制度を設けています。

- ◆補助対象者 : 民間事業者（障がい者を接客する機会が多い事業者）
- ◆補助対象経費 : (例) 携帯スロープ・筆談ボード・レストランメニューの点字化等
- ◆補助額 : 補助対象経費の2/3
※あいサポート企業・団体は5万円まで10/10
- ◆補助上限 : 300千円（交付される補助金の上限です。）
- ◆申請書 : 県ホームページに掲載
<https://www.pref.tottori.lg.jp/263836.htm>

（申請・問合せ先）

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部

電話：0857-59-6344 ファクシミリ：0857-59-6340

無料オンラインセミナー

障害者差別解消法を知るための研修会のご案内

「障害を理由とする差別の解消に関する法律」が改正され、民間事業者にも合理的配慮が義務化されることとなりました。

障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」とは？「合理的配慮」とは？詳しく知っていただくための研修会です！

テーマ：「障害者差別解消法を学び、考える」

講師：野澤 和弘 氏（植草学園大学副学長（教授）/毎日新聞客員編集委員）

配信日時(YouTube配信)：

12月14日（水）午前9時～午後5時

12月17日（土）午前9時～午後5時

（研修時間：90分）

対象者：民間事業者、障がい福祉サービス等事業者、障がい福祉関係団体等（一般の方も参加可能）**※要申込**

申込期限：12月5日（月）まで

申込方法など詳細は県障がい福祉課までお問合せください。

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課社会参加推進室

（電話）0857-26-7675 （ファクシミリ）0857-26-8136

（電子メール）shougai Fukushi@pref.tottori.lg.jp

